別紙９

令和　年　月　日

徳島県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　住 所

　　　　　　　　　　　　　　　　会社名

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　印

図面データ提供申込書及び誓約書

　令和７年度徳島木のおもちゃ美術館魅力向上事業実施設計・施工プロポーザルについて、応募資格を有し、参加を検討しているため、貸与図面データの提供を依頼します。

　本データの取り扱いには、下記の注意事項を遵守することを誓約します。

１ 対象事業名：令和７年度徳島木のおもちゃ美術館魅力向上事業

２ 対象図面データ：徳島木のおもちゃ美術館建築図面

３ 使用期限：令和　年　月　日～令和　年　月　日迄

４ 担当者 会社名:

　　　 氏 名:

電話番号:

F A X:

E - m a i l:

５ 注意事項

（データの複製）

（１）借用者は、徳島県から借用した原版から必要最小限の複製データを作成した上で、複製データを使用します。データ複製後、原版は速やかに安全かつ確実に徳島県に返還します。

（使用目的）

（２）借用者は、電子データを本事業にのみ使用します。なお、電子データのリバースエンジニアリング、配布及び公衆送信等はいかなる目的においても行いません。

(使用範囲)

（３）電子データの使用範囲は、借用者の組織内における使用に限定します。

（第三者への販売等の禁止）

（４）借用者は、電子データを複製または改変したものについて、第三者に対して

販売、貸与、刊行及び配布を行いません。

(複製データの廃棄)

（５）借用者は、徳島県がいかなる理由によっても電子データの使用期限を変更

し、貸与を終了する権利を留保することを承知します。借用者は、使用期限が

到来したときには、複製データ全てを安全かつ確実に廃棄します。

（権利関係）

（６）本書に規定されていることを除き、電子データ及び電子データを改変したも

のに係わる権利は、いずれも借用者に帰属しないことを確認します。

（徳島県の免責事項）

（７）借用者は、電子データの使用によって損害及び知的財産紛争等が生じても、

徳島県が一切責任を負わないことに同意します。

（損害賠償の責）

（８）借用者が本書に違反し徳島県に損害を与えた場合、借用者は損害賠償の責を

負うものとします。

（守秘義務）

（９）借用者は、電子データによって知り得た秘密を他に漏らしません。

（協議事項）

（10）借用者は、本書に定めのない事項及び本借用書に関して疑義が生じた事項に

関しては、徳島県と協議します。